

2. 平成28年度予算案の積算根拠となった在日米軍基地の従業員ひとりあたりの平均労務費について、MLCとIHAのそれぞれについて明らかにしてほしい。

(回答)

日本側負担分である特別協定給与予算の積算については、MLC・IHAに区分することなく、全体の平均単価（例：【常用従業員本土分：平成28年度1人当たり平均給与月額:308,429円】、【常用従業員沖縄分：平成28年度1人当たり平均給与月額:278,600円】）を元に積算しているところである。

※ なお、特別協定給与予算には、平均給与月額のほか、退職手当、夏季手当、年末手当等が含まれている。

3. 特別協定ではMLCとIHAに分けている。そこで伺うが、日本政府の米国政府に対する支出は、日本側の会計整理上、MLC分とIHA分に分けて行っているのか明らかにされたい。

また、アメリカ側はMLCとIHAに分けて給与管理を行っているかについても明らかにしてほしい。

(回答)

駐留軍等労働者への給与等については、当省から米国政府に対して支出しているのではなく、雇用主である当省から直接MLC/IHAの各労働者に支払を実施している。

支払の際、MLC/IHAの日本側負担分については、特別協定給与予算を使用して支出し、上限労働者数を超える米側負担分については、特別調達資金設置令に基づく特別調達資金により日本側が一時立替払を行った後に、米側に対して請求を行い、償還を受けている。

なお、米側がどのように給与管理を実施しているかについては承知していない。